

# 臨時株主総会 招集ご通知

開催日時 2025年2月21日（金曜日）  
午後1時（正午受付開始予定）



開催場所 東京都港区港南一丁目6番31号  
品川東急ビル 8階  
AP品川 Bルーム



※末尾の「株主総会会場ご案内図」を  
ご参照ください。昨年と違う会場となっ  
ておりますのでご注意ください。

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役に対するストック・オプション報酬等の額及び内容決定の件

Abalance株式会社  
証券コード：3856



証券コード 3856

2025年2月6日

(電子提供措置の開始日 2025年1月29日)

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番4号  
A b a l a n c e 株 式 会 社  
代表取締役社長 岡 田 竜 介

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、郵送又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら、株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年2月20日(木)営業時間終了時(午後6時)までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年2月21日(金曜日) 午後1時
2. 場 所 東京都港区港南一丁目6番31号  
品川東急ビル 8階 AP品川 Bルーム  
※昨年と違う会場となっておりますのでご注意ください。
3. 目的事項  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役に対するストック・オプション報酬等の額及び内容決定の件

---

・お土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。  
・開会時刻間際は会場受付が混雑いたしますので、お早目にご来場ください。  
・会場のお席には限りがございます。ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

#### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。なお、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知」として掲載しております。以下の当社ウェブサイト(投資家情報)にアクセスいただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト(株主・投資家情報) <https://www.abalance.jp/ir>



また、上記のほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスいただき、銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



以上

~~~~~  
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。  
また、本総会の結果につきましては、決議通知の発送を取り止め、当社ウェブサイト（アドレス<https://www.abalance.jp>）に掲載させていただきます。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権をご行使いただくには以下の3つの方法がございます。

### 株主総会へ出席する場合



**開催日時** 2025年2月21日（金曜日）午後1時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、臨時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

### 議決権行使書を郵送する場合



**行使期限** 2025年2月20日（木曜日）午後6時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

### インターネットで議決権を行使する場合



**行使期限** 2025年2月20日（木曜日）午後6時まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、議決権をご行使ください。

詳しくは次ページをご覧ください。

## 「スマート行使」によるご行使

### 1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへ アクセスする

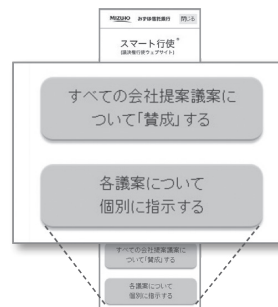
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコード<sup>®</sup>は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



### 2 議決権行使ウェブサイトを開く 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。  
議決権行使方法は2つあります。



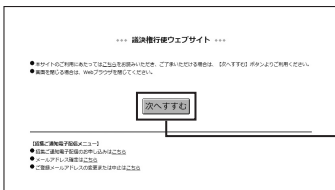
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが次ページの「議決権行使ウェブサイトによるご行使」をご参照いただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

## 議決権行使ウェブサイトによるご行使

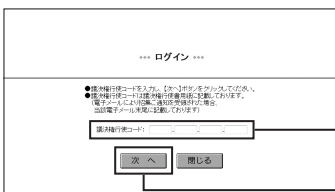
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。  
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



「次へすすむ」をクリック

議決権行使ウェブサイト  
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 2 議決権行使書用紙裏面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

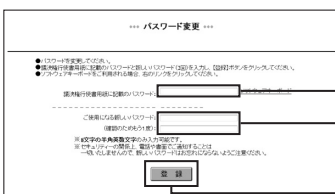


「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック



- 3 議決権行使書用紙裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### ※議決権行使の取扱い

- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとしたします。
- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
 電話番号：0120-768-524 (フリーダイヤル)  
 (受付時間 年末年始除く 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### (1) 変更の理由

当社の事業年度は、現在毎年7月1日から翌年6月30日までの1年間としておりますが、当社グループは営業収益の多くを海外子会社にて獲得しており、今後も海外を中心に事業展開を進めていく方針です。そこで、海外子会社各社の決算期に近接させることで、グローバルな事業運営の円滑化を図り、経営情報の適時性及び透明性を一層向上させることを目的として、自社の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までに変更することといたしました。これに伴い、本議案は、現行定款第40条（事業年度）及び第42条（剰余金の配当の基準日）について所要の変更を行うものです。また、事業年度変更に伴う経過措置として附則を新設するものであります。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりでございます。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (事業年度)<br>第40条 当社の事業年度は毎年 <u>7月1日</u> から翌年 <u>6月30日</u> までとする。                                                    | (事業年度)<br>第40条 当社の事業年度は毎年 <u>4月1日</u> から翌年 <u>3月31日</u> までとする。                                                    |
| (剰余金の配当の基準日)<br>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>6月30日</u> とする。<br>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>12月31日</u> とする。<br>3 <b>【記載省略】</b> | (剰余金の配当の基準日)<br>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。<br>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>9月30日</u> とする。<br>3 <b>【現行どおり】</b> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【新設】    | <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>(第26期事業年度の期間)</u><br/>第1条 第40条の規定にかかわらず、第26期事業年度は、2024年7月1日から2025年3月31日までの9カ月とする。</p> <p><u>(第26期事業年度の中間配当の基準日)</u><br/>第2条 第42条第2項の規定にかかわらず、第26期事業年度の中間配当の基準日は、2024年12月31日とする。</p> <p><u>(附則の有効期間)</u><br/>第3条 前二条及び本条は、2025年3月31日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。</p> |



## 第2号議案 取締役に対するストック・オプション報酬等の額及び内容決定の件

### 1. 議案提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。当該ストック・オプションは、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めること、及び株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として割り当てられるストック・オプションであり、当社における取締役の業務執行の状況・貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

### 2. 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

#### (1) スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2020年9月28日開催の第21回定時株主総会において、監査等委員を除く取締役については年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査等委員である取締役については年額30百万円以内とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100百万円以内（うち、監査等委員である取締役については10百万円以内）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。当社の取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価値に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価値の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。なお、かかるストック・オプションの付与は、新株予約権の公正な評価額を払込金額とする新株予約権を当社取締役に割当てる一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、報酬請求権

と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行います。

また、監査等委員会から、取締役が当社の企業価値向上のための責務を果たすにあたり、当該報酬等の内容は相当であると判断したとの意見表明を受けております。

なお、現在の取締役は6名（うち、監査等委員である取締役については3名）であります。

## (2) 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

### ①新株予約権の数

本臨時株主総会及び各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、2,000個（うち監査等委員である取締役は100個）とする。

### ②新株予約権の目的である株式の種類及び数

本臨時株主総会開催日及び各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は200,000株（うち監査等委員である取締役は10,000株）とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

### ③新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

### ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合

には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑧新株予約権の取得に関する事項

(1)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2)新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑦に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

⑨その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(ご参考)

当社は、本臨時株主総会終結の時以降、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対しても上記と同様のストック・オプションを割当てる予定であります。具体的な付与対象者、支給時期及び分配については、取締役会にて決定いたします。

以 上

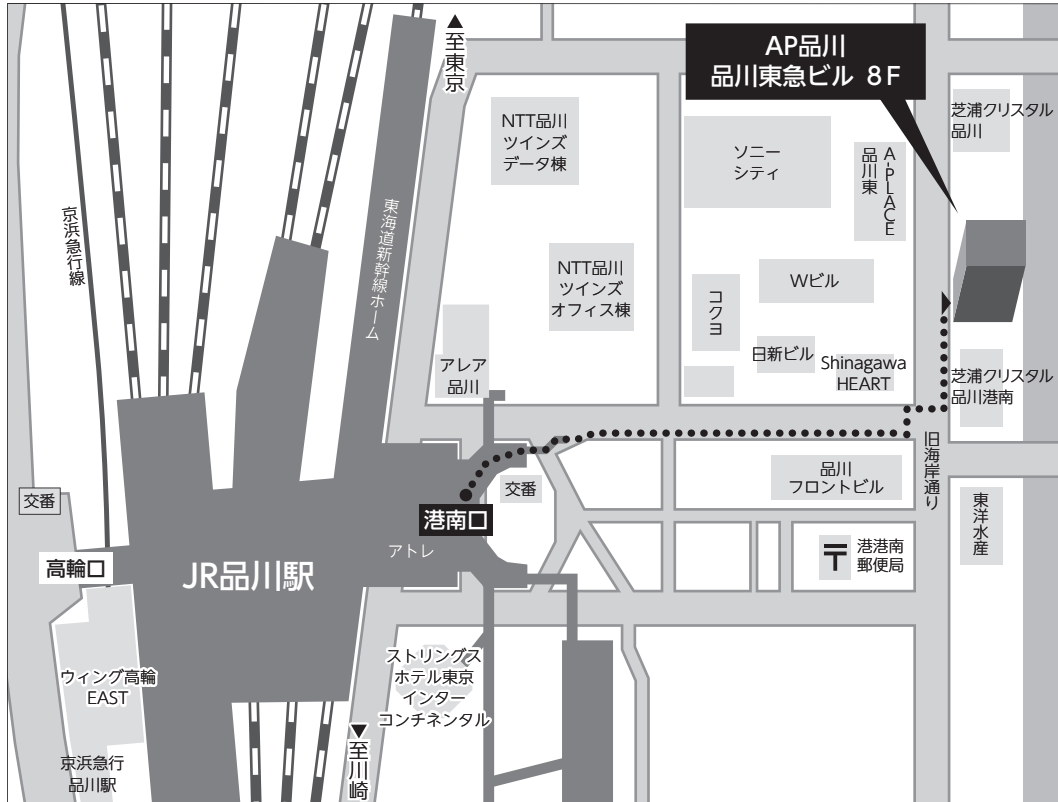
# 株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区港南一丁目6番31号

品川東急ビル 8階 AP品川 Bルーム

TEL 03 (3472) 3109



交通

JR線「品川駅」港南口より徒歩6分

お車でのご来場はご遠慮ください。

UD  
FONT